

パブリックコメントを実施しています。

「坂出市議会基本条例」と「坂出市議会政務活動費の
交付に関する条例」についての
パブリックコメントを実施しています。

① 閲覧方法

坂出市議会事務局、各出張所窓口、市ホームページ

② 募集期間

令和2年1月17日(金)～令和2年2月16日(日)

③ 意見を提出できるかた

- ・市内に住所を有する人
- ・市内に事務所または事業所を有する人、法人等
- ・市内の事務所または事業所に勤務する人
- ・市内の学校に在学する人
- ・その他、本条例に利害関係を有する人、法人等

④ 意見の提出方法

意見は所定の様式(Word形式)(自由様式での提出でもかまいません)に、住所及び氏名、フリガナ(団体の場合は、団体名及び所在地)を記入し、郵便、FAX、電子メール、または持参のいずれかの方法で提出してください。

⑤ 意見の提出先

郵便のあて先 〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号
坂出市議会事務局

FAXの送信先 0877-44-0558

電子メール gikai1@city.sakaide.lg.jp

持参先 坂出市議会事務局

